「トルコ産グレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成22年 8 月18日22消安第4305号消費・安全局長通達)一部改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改正後

トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送されるグレープ 2月7日農林水産省告示第191号。以下、「告示」という。) に規定する生 果実(以下「生果実」という。)の植物検疫の実施については、告示に規省告示第1317号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細 定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 (略)

- 2 消毒施設の調査
- (1)(略)
- (2)植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コ ンテナーについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、 原則として、1年に1回以上トルコ植物防疫機関が行う日本向け生果 実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われてい ることを確認するものとする。
- 3 検査及び消毒の実施の確認
- (1)低温処理施設において消毒が行われる場合
 - ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、 次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとす る。

(ア)(略)

- (イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定め られた温度(摂氏0.3度又は摂氏0.8度)となっていることを、部 屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。
- (ウ)(イ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、グレー プフルーツについては16日間摂氏0.3度以下、レモンについては12 日間摂氏0.8度以下であることを確認すること。
- イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次 により、原則としてトルコ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行 うものとする。

(ア)生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認 すること。

行

トルコ産グレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) という。) に係る植物検疫の実施については、平成22年8月18日農林水産 則に定めるところによる。

1 (略)

- 2 消毒施設の調査
- (1)(略)
- (2)植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コ ンテナーについて、1 の条件を満たすものであることを確認するため、 毎年1回以上トルコ植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の 指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認す るものとする。
- 3 検査及び消毒の確認
- (1)低温処理施設において消毒が行われる場合
 - ア 消毒実施の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の確認について、次に より、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)(略)

- (イ)生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0.3度となっている ことを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。
- (ウ)(イ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂 氏0.3度以下であることを確認すること。
- イ 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、 原則としてトルコ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものと する。

(ア)生果実のこん包数の2パーセント以上について、検疫有害動植物、 特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

- <u>(イ)検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。</u>
- (ウ)(ア)<u>及び(イ)</u>の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてトルコ 植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以 後の消毒の確認を行わないこと。

ウ(略)

(2)低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

- (ア) 生果実のこん包数の 2 パーセント以上<u>が検査された</u>ことを確認 すること。
- (イ)<u>検査の結果、</u>検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。
- (ウ)(ア)及び(イ)<u>の確認</u>の結果、検疫有害動植物が発見された ときは、トルコ植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送 されないように措置されたことを確認すること。
- イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ)(略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)に定められた温度(摂氏0.3度又は摂氏0.8度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所以上(複数デッキにあっては、デッキごとに3か所以上)低温処理コンテナーにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ)~(カ)(略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)~(ウ)(略)

(エ) 当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、グレープフルーツについては16日間摂氏0.3度以下、レモンについては12日間摂氏0.8

(新設)

(<u>イ</u>)(ア)の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、 チチュウカイミバエが付着した原因についてトルコ植物防疫機関と 共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を 行わないこと。

ウ(略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

- (ア)生果実のこん包数の2パーセント以上<u>について、検疫有害動植</u>物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。
- (イ)トルコ植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査にお いて検疫有害動植物がなかったことを確認すること。
- (ウ)(ア)及び(イ)の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、 トルコ植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されない ように措置されたことを確認すること。
- イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ)(略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が摂氏0.3度となっていることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所以上(複数デッキにあっては、デッキごとに3か所以上)低温処理コンテナーにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ)~(カ)(略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)~(ウ)(略)

(エ)当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、16日間摂氏0.3度以下であったことを確認すること。

度以下であったことを確認すること。 (オ)(略)

4 積込み時の措置

告示7の積込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。

(1)(略)

(削る。)

(2)(略)

(3)こん包又は束ねたこん包全体がシート又は網で覆われていること。

5 (略)

6 輸入検査

(1)(略)

- (2)植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の (2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温 処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われ ていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示が なされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合(低 温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われた場合を除 く。) には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果 実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3)(1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施 行規則(昭和25年農林省令第73号)及び輸入植物検疫規程(昭和25年 7月8日農林省告示第206号)によるものとする。
- (4)植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置│(4)植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置 を講ずるものとする。
 - ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバ 工が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)

(オ)(略)

4 積込み時の措置

告示7の積込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。 ただし、航空機へ積み込むときの措置は、(1)(3)又は(4)に限 るものとされている。

(1)(略)

(2)シート等によりこん包を被覆すること。

(3)(略)

(4)こん包又は束ねたこん包全体が網で覆われていること。

5 (略)

6 輸入検査

(1)(略)

- (2)植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の (2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温 処理コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われ ていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示が なされていない場合又はこん包が破損している場合(低温処理船舶又 は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当 該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3)(1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入 植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとす る。
- を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示 すること。

イ (略)